

川口市選管告示第29号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和8年1月27日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之

選挙区	期日前投票所	住所
埼玉県第2区及び 埼玉県第3区	川口市役所 第一本庁舎内	川口市青木2丁目1番1号